

# 公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 9 月 30 日

海上保安庁長官

瀬口 良夫（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 国立研究開発法人産業技術総合研究所
- （2）住 所 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

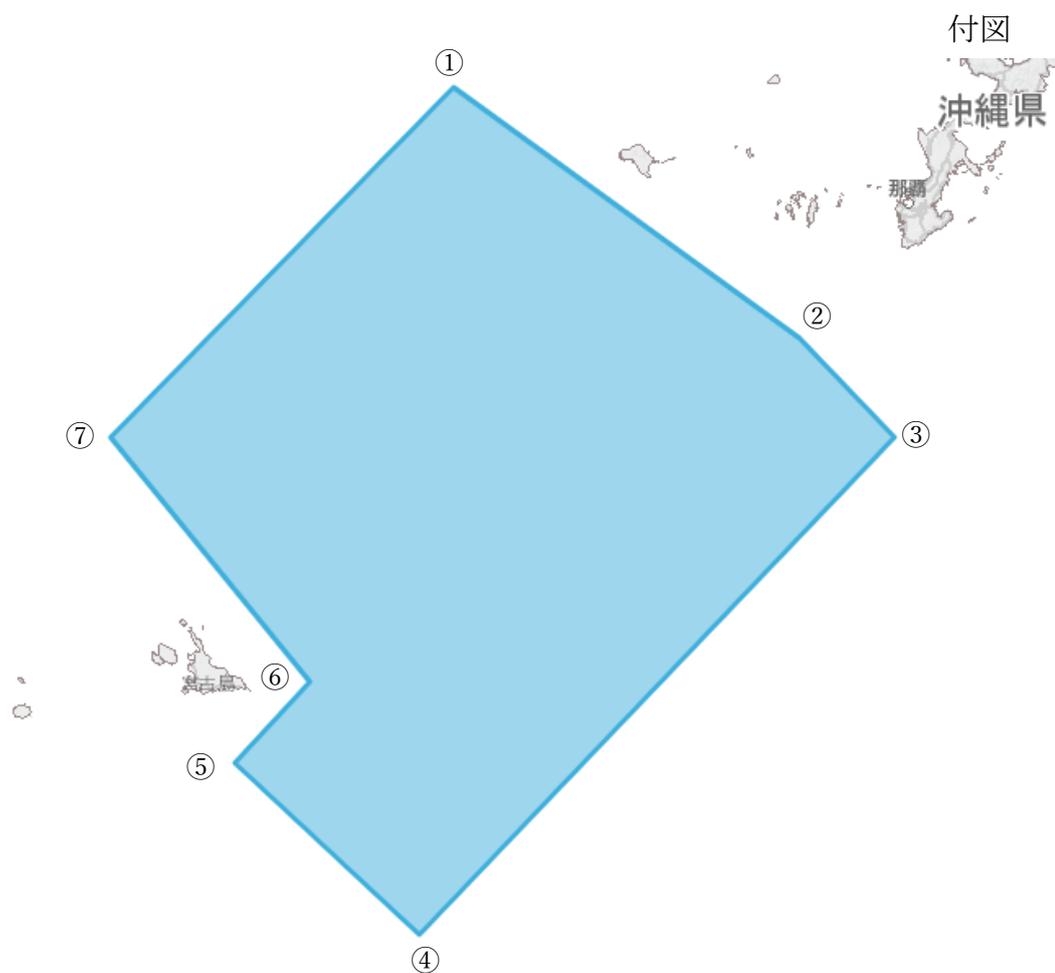
- （1）区 域 沖縄本島及び宮古島周辺海域（別添付図のとおり）
- （2）期 間 令和 7 年 10 月 22 日～11 月 30 日

3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深、音波探査、表層構造探査、磁気調査、採泥

4 その他必要な事項

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲揚



陸から 1.8 km 沖合までの海域及び米軍演習海域は除く

No	緯度			経度		
1	26 °	34 ′	00 ″	126 °	09 ′	00 ″
2	25 °	48 ′	00 ″	127 °	19 ′	00 ″
3	25 °	30 ′	00 ″	127 °	38 ′	00 ″
4	23 °	58 ′	00 ″	126 °	02 ′	00 ″
5	24 °	30 ′	00 ″	125 °	25 ′	00 ″
6	24 °	45 ′	00 ″	125 °	40 ′	00 ″
7	25 °	30 ′	00 ″	125 °	00 ′	00 ″

背景図:海上保安庁、(C) Esri Japan